

鳥取県告示第545号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

鳥取県における少子化対策等に関するアンケート

2 調査の目的

この調査は、鳥取県の合計特殊出生率が平成19年以降2年連続で下降している現状を踏まえ、少子化・子育て支援対策として望まれること及び課題を把握し、より充実した少子化、子育て支援対策を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

子育て中の保護者

4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 子育てに関する考え方及び状況

イ 子育て支援サービスの利用状況

ウ 仕事と子育ての両立状況

エ 今後の少子化・子育て支援対策（要望）等について

(2) その基準となる期日又は期間

7に同じ。

5 報告を求める者

鳥取県福祉保健部子育て支援総室

6 報告を求めるために用いる方法

アンケート用紙を対象者に手交し、返信用封筒により返送する方法で行う。

7 報告を求める期間

平成21年7月24日から同年10月30日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県福祉保健部子育て支援総室のホームページで公表する。